

○遠賀町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月15日条例第35号

改正

平成28年3月18日条例第4号

平成28年6月15日条例第14号

平成29年3月23日条例第4号

遠賀町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月15日条例第14号抄）

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。（後略）

附 則（平成29年3月23日条例第4号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	遠賀町子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第26号）による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	遠賀町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第29号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	遠賀町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第27号）による重度障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	遠賀町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成27年告示第53号）による保育料及び入園料の減免をする私立幼稚園の設置者に対する、私立幼稚園就園奨励費補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	遠賀町在日外国人高齢者福祉手当支給規則（平成6年規則第20号）による日本国籍を有しない高齢者に対する、福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	遠賀町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成13年告示第3号）による要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対する、日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	遠賀町緊急通報装置給付等事業運営要綱（平成13年告示第4号）によるひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等に対する、緊急通報装置の給付及び貸与に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	遠賀町介護用品給付サービス事業実施要綱（平成17年告示第22号）による在宅の要援護高齢者等に対する、介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	遠賀町高齢者等住宅改造助成事業実施要綱（平成12年要綱第20号）による在宅の要援護高齢者若しくは障害者又はこれらと同居する世帯に対する、高齢者等に配慮した住宅に改造する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 町長	遠賀町在宅高齢者等軽度生活援助事業実施要綱（平成13年告示第33号）による在宅のひとり暮らし高齢者等に対する、軽易な日常生活上の援助に関する事務であって規則で定めるもの
11 町長	遠賀町在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱（平成12年要綱第3号）による在宅のねたきり高齢者等に対する、寝具の洗濯・乾燥・消毒の支援に関する事務であって規則で定めるもの
12 町長	遠賀町配食サービス事業実施要綱（平成12年要綱第4号）による在宅の要援護高齢者等に対する、配食サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
13 町長	遠賀町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成25年告示第17号）による身体障害者に対する、自動車の運転を行う際に必要となる自動車の改造に係る経費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
14 町長	遠賀町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成24年告示第80号）による高齢者、知的障害者及び精神障害者に対する、成年後見制度の利用に

	要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
15 町長	遠賀町障害児放課後等対策事業実施規則（平成17年規則第12号）による障害児に対する、放課後等対策事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
16 町長	遠賀町重度心身障害者介護用品等支給要綱（平成12年要綱第8号）による重度心身障害者に対する、紙おむつ等介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの
17 町長	遠賀町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成26年告示第86号）による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対する、補聴器の購入に係る費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
18 町長	遠賀町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規程（平成19年告示第78号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対する、日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
19 町長	遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例（昭和52年条例第11号）による福岡県心身障害者扶養共済制度に加入している保護者のうち経済的に困難な世帯に対する、掛金を補助することに関する事務であって規則で定めるもの
20 町長	遠賀町福祉タクシー料金補助支給規則（平成7年規則第6号）による重度の心身障害者に対する、タクシー料金の一部を補助することに関する事務であって規則で定めるもの
21 町長	遠賀町在日外国人障害福祉金支給規則（平成6年規則第19号）による国民年金の給付を受けることができない在日外国人に対する、障害福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
22 町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの
23 町長	日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力方依頼について（平成20年8月29日障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による障害者に対する、放送受信料免除に係る該当証明書に関する事務であって規則で定めるもの
24 教育委員会	遠賀町立学校児童生徒就学援助規則（平成13年教育委員会規則第8号）による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
25 教育委員会	遠賀町立学校特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成13年教育委員会告示第6号）による特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	遠賀町子ども医療費の支給に関する条例による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 遠賀町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報で

		<p>あつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 遠賀町重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者の医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
2 町長	遠賀町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 遠賀町子ども医療費の支給に関する条例による子どもの医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 遠賀町重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者の医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
3 町長	遠賀町重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者の医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 遠賀町子ども医療費の支給に関する条例による子どもの医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 遠賀町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
4 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p>
5 町長	遠賀町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による保育料及び入園料の減免をする私立幼稚園の設置者に対する、私立幼稚園就園奨励費補助金の支給に関する事務	<p>(1) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>

6 町長	遠賀町在日外国人高齢者福祉手当支給規則による日本国籍を有しない高齢者に対する、福祉手当の支給に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
7 町長	遠賀町老人日常生活用具給付等事業実施要綱による要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対する、日常生活用具の給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年号外法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「身体障害者福祉法上の給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「知的障害者福祉法上の給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
8 町長	遠賀町緊急通報装置給付等事業運営要綱によるひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等に対する、緊急通報装置の給付及び貸与に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
9 町長	遠賀町介護用品給付サービス事業実施要綱による在宅の要援護高齢者等に対する、介護用品の給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
10 町長	遠賀町高齢者等住宅改造助成事業実施要綱による在宅の要援護高齢者若しくは障害者又はこれらと同居する世帯に対する、高齢者等に配慮した住宅に改造する費用の助成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
11 町長	遠賀町在宅高齢者等軽度生活援助事業実施要綱による在宅のひとり暮らし高齢者等に対する、軽易な日常生活上の援助に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
12 町長	遠賀町在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱による在宅の寝たきり高齢者等に対する寝具の洗濯乾燥・消毒の支援に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
13 町長	遠賀町配食サービス事業実施要綱による在宅の要援護者に対する、配食サービスの提供に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
14 町長	遠賀町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者に対する、自動車の運転を行う際に必要となる自動車の改造に係る経費の一部助成に関	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 住民票関係情報であって規則で</li> </ul>

	する事務	定めるもの
15 町長	遠賀町成年後見制度利用支援事業実施要綱による高齢者、知的障害者及び精神障害者に対する、成年後見制度の利用に要する費用の助成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「地域生活支援事業給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</li> <li>(8) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(9) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
16 町長	遠賀町障害児放課後等対策事業実施規則による障害児に対する、放課後等対策事業の実施に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
17 町長	遠賀町重度心身障害者介護用品等支給要綱による重度心身障害者に対する、紙おむつ等介護用品の給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報(以下「障害児入所給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</li> <li>(8) 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは</li> </ul>

		<p>特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する情報（以下「障害児通所給付関係情報」という。）、</p> <p>(9) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
18 町長	遠賀町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対する、補聴器の購入に係る費用の一部助成に関する事務	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
19 町長	遠賀町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規程による児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対する、日常生活用具の給付に関する事務	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地域生活支援事業給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害児入所給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 障害児通所給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
20 町長	遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例による福岡県心身障害者扶養共済制度に加入している保護者のうち経済的に困難な世帯に対する、掛金を補助することに関する事務	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
21 町長	遠賀町福祉タクシー料金補助支給規則による重度の心身障害者に対する、タクシー料金の一部を補助することに関する事務	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で</p>

		定めるもの
22 町長	遠賀町在日外国人障害福祉金支給規則による国民年金の給付を受けることができない在日外国人に対する、障害福祉金の支給に関する事務	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 知的障害者福祉法上の給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (6) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの (7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
23 町長	災害対策基本法第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿の作成に関する事務	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
24 町長	日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力方依頼についてによる障害者に対する、日本放送協会放送受信料免除に係る該当証明書に関する事務	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	遠賀町立学校児童生徒就学援助規則による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	遠賀町立学校特別支援教育就学奨励費給付要綱による特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの